

販売条件

数量 本請求書に基づいて引き渡される材料（「本製品」）の数量は、発注数量の10パーセントの範囲内で増減する場合があることが合意される。明白な誤りがない限り、売主が提示した重量および寸法が優先されるものとする。

引き渡し、権限および危険負担 本請求書の表面に別途記載する場合を除き、販売および販売価格はすべて、工場渡し条件（製造場所）（インコタームズ2010）による。権限および危険負担は、引き渡し時に、引き渡し場所において売主から買主に移転する。

価格に含まれる税金 売主はその裁量で、税金、政府賦課金、運送費用、保険料、その他第三者の費用を、本販売条件に明記する価格に追加することができる。ただし、(i) それがか本製品の製造および引き渡しにかかる売主の費用を増加させる場合、または(ii) 売主が当該金額を徴収することが法律上義務付けられる場合に限るものとする。

支払 引き渡しは、1回の引き渡しごとに、買主が事前に現金にて全額支払うか、または売主との間で事前に締結された信用契約に基づくものとする。ただし、(i) 本契約の条件に従って支払が行われなかった場合、または(ii) 売主が買主の財務状態に関して疑念を抱いた場合、売主はその裁量で、本製品の引き渡しを留保することができる。

限定保証 売主は、売主が本製品を所有していること、および製品が売主または製造元の標準仕様に適合したものであること以外は、明示か黙示かを問わずいかなる種類の保証も行わない。売主は、商品性、特定目的適合性、その他製品関連事項（混入物質が存在しないことを含むがこれに限定されない）に関して、明示か黙示かを問わず、その他のいかなる種類の表明も保証も行わない。本請求書に定める保証は、買主のみが対象であり、買主から買主の顧客、その他の者に譲渡することはできない。

唯一かつ排他的な救済 本製品が上記に定める限定保証に適合していなかった場合において、買主が、本製品の使用前に、かつ、問題の本製品を売主から受領してから10日以内にその旨を売主に通知したときは、売主はその独自の裁量で、当該不適合製品を交換するか、または当該不適合製品の購入代金を買主に払い戻すものとする。本製品の返品時に買主が負担した輸送費用は、売主が事前に承認している場合を除き、返金されない。上記の交換また

は払戻しは、本条で提供される限定保証の違反に対する買主の唯一かつ排他的な救済となる。

売主の責任の制限 すべての損失および損害に対する売主の責任総額は、その発生原因にかかわらず（当該原因が契約、保証、厳格責任、不法行為〔過失を含む〕その他のいずれかを根拠とするものであるかを問わない）、製品の購入価格以下に限定される。売主は、いかなる場合においても、買主およびその他すべての者が被り、負担し、または支払ったいかなる付随的損害、間接損害、特別損害または派生的損害について責任を負わない。かかる責任制限は、前記の排他的な救済が認められない場合でも効力を有する。売主は、（買主の要請に基づくか否かにかかわらず）製品に関連して技術またはその他に関する助言を買主に提供した場合、（契約、保証、厳格責任、不法行為〔過失を含む〕その他のいずれによっても）かかる助言について責任を負わない。ただし、適用法で別段の定めがある場合はこの限りでない。買主は、上記助言のリスクおよびその結果による危険すべてを負担する。本項における売主の責任の制限は、契約、法令、その他の法または衡平法の下で売主に与えられる制限または限定を損なうものではない。

買主の請求手続 買主は、売主が幅広い用途で使用する顧客への販売のために本製品を製造していることを認める。買主は、本条件に基づき販売される本製品が、自ら意図する用途に適しているか否かを判断する全責任を明確に引き受けるほか、納入された本製品が意図する用途に適したものであるか否かを判断するために当該製品を検査する全責任を明確に引き受ける。買主は、本条件に基づき納入された各製品を当該本製品の受領時において検査および試験をするものとする。買主は上記本製品の使用前、かつ、上記の各納品の受領後 10 日以内に、納品された本製品の重量、品質、損失または損傷を理由とする請求を書面で売主に通知するものとする。売主へのかかる通知を行わなかった場合、それは買主による、その時に納品されたすべての本製品に関する一切の請求権を放棄したものとみなす。本製品を使用した場合、その本製品に関して売主が本契約を十分に履行したことを意味するものとみなす。

法令遵守 各当事者は、適用法（アメリカ合衆国、英国、欧州連合およびその加盟国、ならびに大韓民国の腐敗防止、経済制裁、輸出規制およびマネーロンダリング防止に関する法律を含むがこれに限られない）を遵守し、また、両当事者間の売買契約に関連して行動する自己の関連会社、従業員、代理人および代表者に、これを遵守させる。いかなる場合においても、当事者は、両当事者間の売買契約その他のもとでは、いずれかの適用法（米国、英

国、欧州連合およびその加盟国、ならびに大韓民国の汚腐敗防止、経済制裁、輸出規制およびマネーロンダリング防止に関する法律を含むがこれに限られない)の違反を生じさせると考えられる行為の実施または行為の回避の義務を負わない。

解釈 本販売条件は添付の請求書（「請求書」）とともに、請求書に記載の本製品に関する両当事者間の完全合意を構成する。ただし、その請求書が書面による購入契約に基づき交付されるものであり、買主および売主の正式代表者が署名しその請求書に記載された本製品の売買に適用される単一の正式契約（「購入契約」）に組み込まれるものは、その限りではない。本販売条件と上記の購入契約との間に矛盾がある場合、購入契約の定めを優先する。請求書に記載されている本製品の総数量が分割して引き渡される場合、その引き渡しそれぞれを個別の売買とみなす。売主による本製品の製造および引き渡しは、不可抗力による影響の及ぶ範囲に限り、免責される。

本販売条件の有効性、解釈および履行、ならびに本販売条件に関連する紛争は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとするが、その法選択の規則は考慮されない。国際物品売買契約に関する国際連合条約は明示的に排除する。

紛争 本販売条件に起因または関連する一切の紛争（本販売条件の締結、拘束力、改訂および終了に関する紛争を含む）は、第一審裁判所として東京地方裁判所の専属管轄権に服するものとする。